



# 宮 崎 県 公 報

令和5年10月6日（金曜日）号外 第45号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 44,400円

## 目 次

条 例	頁
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 2	○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課） 3
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………（ " ） 2	○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（市町村課） 5
	○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部） 5

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

##### 1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが5類感染症に改められたことに伴い変更された国の措置を踏まえて、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

##### 1 改正の理由及び主な内容

宮崎県屋外型トレーニングセンターの利用料金の上限額を新たに設定するため、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第37号）

##### 1 改正の理由及び主な内容

- (1) 県税等に関する証明の発行手数料について、現金による収納の開始に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- (2) 宮崎県屋外型トレーニングセンター使用料について、使用状況等を踏まえ、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

##### 1 改正の理由及び主な内容

使用料及び手数料徴収条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

##### 1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが5類感染症に改められたことに伴い変更された国の措置を踏まえて、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第35号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (感染症予防等手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる場所のうち知事が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、第7条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 前項の手当の額は、従事した1日につき <u>3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p>附 則 (感染症予防等手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（知事が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、第7条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 前項の手当の額は、従事した1日につき <u>4,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第36号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第4（第10条の5関係）					別表第4（第10条の5関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
[略]					[略]				
宮崎県屋外型トレーニングセンター	サッカー・ラグビー場	全面を利用する場合	[略]	1・2 [略]	宮崎県屋外型トレーニングセンター	サッカー・ラグビー場	全面を利用する場合	[略]	1・2 [略]
		半面を利用する場合					半面を利用する場合		
	多目的グラウンド	全面を利用する場合				全面を利用する場合	半面を利用する場合		

										できる。 この場合 の利用料 金の額は 、1時間 につき、 それぞれ 利用時間 が8時間 を超え1 時間を増 すごとに 徴収する 利用料金 の額とし 、利用料 金の額を 計算する 場合にお いて1時 間に満た ない端数 があるこ ときは、 その端数 は1時間と する。
			[略]						[略]	
		[略]							[略]	
	附 属 設 備	[略]							[略]	
		空 調 設 備	[略]						[略]	
						シャワー室	1人1回 につき	200円 以下		
			[略]							[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（手数料）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。</p>	<p>（手数料）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。</p>

(1)～(15) [略]

3～5 [略]

別表第 1（第 2 条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
8の3 屋外型 トレー ニング センタ ー使用 料	サッ カー	全面を使用 する場合	[略]	[略]	1・2 [略]
		半面を使用 する場合			
	多目 的グ ラウ ンド	全面を使用 する場合			
		半面を使用 する場合			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

(1)～(15) [略]

(16) 証明手数料（規則で定める場合に限る。） 規則で定める  
時期

3～5 [略]

別表第 1（第 2 条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
8の3 屋外型 トレー ニング センタ ー使用 料	サッ カー	全面を使用 する場合	[略]	[略]	1・2 [略]
		半面を使用 する場合			
	多目 的グ ラウ ンド	全面を使用 する場合			
		半面を使用 する場合			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

3 知事が特に必要があることを認めるときは、1時間を単位として使用料を徴収することができる。この場合の使用料の額は、1時間につき、それぞれ使用時間が8時間を超え1時間を増すごとに徴収する使用料の額とし、使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

4 3の場合において、使用料の納期は、使用前とする。



- 5 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。
- 6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、3,000円（感染被留置者等に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。ただし、感染被留置者等と接することを伴わない作業に従事した場合は、290円とする。

- 5 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（公安委員会が定めるものに限る。）をいう。）にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。
- 6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて公安委員会が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。